

2008年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマダ電機
代表者名 代表取締役社長 山田 昇
(コード番号 9831 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 岡本 潤
(TEL 027-233-5842)

2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び
2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2008年2月26日開催の当社取締役会において決議いたしました2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<u>本社債の払込金額と同額とする。</u>
(2) 転換価額	<u>14,175円</u>
(参考)	
発行条件決定日（2008年2月26日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	<u>9,450円</u>
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値))-1\} \times 100]$	<u>50.00%</u>

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご 参 考) 2013年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 社 債 の 総 額 | 600億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2008年2月26日 |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2008年3月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。） |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2008年3月28日から2013年3月14日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債を繰上償還する場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013年3月14日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。 |
| (5) 償 還 期 限 | 2013年3月28日 |

II. 2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

- | | |
|--|------------------------|
| (1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | <u>本社債の払込金額と同額とする。</u> |
| (2) 転換価額 | <u>13,797円</u> |
| (参考) | |
| 発行条件決定日（2008年2月26日）における株価等の状況 | |
| イ. 東京証券取引所における株価（終値） | <u>9,450円</u> |
| ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値)) - 1\} \times 100]$ | <u>46.00%</u> |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご 参 考) 2015年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 社 債 の 総 額 | 700億円及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2008年2月26日 |
| (3) 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2008年3月14日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。） |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2008年3月28日から2015年3月17日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債を繰上償還する場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2015年3月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。 |
| (5) 償 還 期 限 | 2015年3月31日 |

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。